第 1 章

計画策定の趣旨

1　計画策定の背景

第 2 期「こどもすこやか育みプラン・とよなか」の取組みの成果や課題をふまえ、社会情勢の変化や新たな課題、新たな法律・制度に対応し、子育ち・子育ての支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進する第 3 期「こどもすこやか育みプラン・とよなか」を策定します。

わが国の合計特殊出生率*は平成 17 年（2005 年）に過去最低の 1.26 を記録した後、緩やかに回復の傾向がみられていましたが、近年減少傾向にあり、令和 5 年（2023 年）には 1.20 と過去最低を更新する状況となっています。こどもや家庭を取り巻く環境は大きく変化し、子育ての孤立化や経済的不安など課題が多分野にまたがり、ますます複雑化しています。

国においては、少子化対策を進めるなか、平成 24 年（2012 年）に子ども・子育て支援法を制定し、平成 27 年（2015 年）から「子ども・子育て支援新制度」を施行して、子ども・子育てを総合的に推進する施策が進められてきました。さらに、こども施策を社会全体で総合的・包括的かつ強力に推進していくために、令和 5 年（2023 年）にこども家庭庁が設立され、「こども基本法」が施行されました。次代の社会を担うすべてのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざしています。

本市では、平成 25 年（2013 年）に、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念に基づき、こどもに関わるすべての人が、こどもや子育て家庭への支援に関心をもち、それぞれの役割について認識し、互いにつながりを深めながら協力し、本市のこども一人ひとりが健やかに育ち、こどもを愛情深く育む地域社会の実現をめざす「豊中市子ども健やか育み条例」を制定しました。また条例などに基づき、平成 27 年（2015 年）に「豊中市子育ち・子育て支援行動計画」、令和 2 年（2020 年）に第 2 期計画を策定し、子育ち・子育ての支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

このたび第 2 期計画が令和 6 年度（2024 年度）で計画期間を終了することから、これまでの取組みの成果や課題をふまえ、社会情勢の変化や新たな課題、また「こども基本法」などの新たな法律・制度に対応しながら、引き続き施策を推進するため、第 3 期豊中市子育ち・子育て支援行動計画「こどもすこやか育みプラン・とよなか」（以下、「本計画」とします。）を策定するものです。

2 計画の位置づけ

子育ち･子育てに関わる計画と一体的に策定するもので、令和 7 年度（2025 年度）から令和 11 年度（2029 年度）までの 5 年間を計画期間とします。

（1）計画の位置づけ

本計画は、「豊中市子ども健やか育み条例」第 15 条に基づく「子育ち・子育て支援行動計画」として策定し、「こども基本法」第 10 条に基づく「市町村こども計画」に位置づけるものです。

また「子ども・子育て支援法」第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」ほか、「子ども・若者育成支援推進法」に基づく「市町村子ども・若者計画」（「豊中市若者自立支援計画」）、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に基づく「こどもの貧困の解消に向けた対策計画」、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「市町村行動計画」、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づく「自立促進計画」及び「児童福祉法」の理念を具体化するための「新しい社会的養育ビジョン」に基づく「社会的養育推進計画」と一体的に策定するものです。また、成育基本法等をふまえた母子保健医療体制の推進についても、「健康づくり計画・食育推進計画」とあわせて推進していきます。

［条例・法律等における位置づけ］

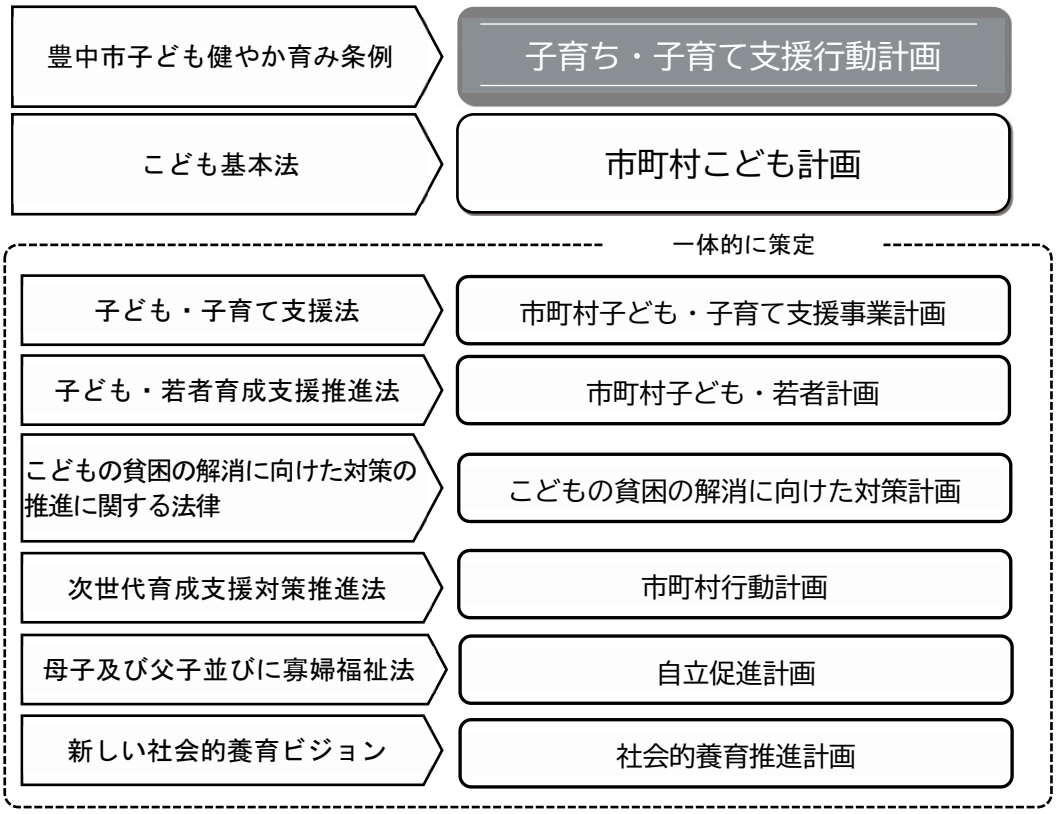

［条例・法律等］

豊中市子ども健やか育み条例（第 15 条）

市長は，こどもの健やかな育ちに関し，子育ち・子育ての支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため，第 11 条から前条までに定める施策を推進するため必要な事項（法第 61 条に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画において定めることとされている事項を含む。）を定める子育ち・子育て支援行動計画を策定しなければならない。

こども基本法（第 10 条）

2　市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

子ども・子育て支援法（第 61 条）

市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

子ども・若者育成支援推進法（第 9 条）

2　市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が定められているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（次項において「市町村子ども・若者計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（第 10 条）

2　市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村におけるこどもの貧困対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

次世代育成支援対策推進法（第 8 条）

市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

母子及び父子並びに寡婦福祉法（第 12 条）

都道府県等は、基本方針に即し、次に掲げる事項を定める自立促進計画を策定し、又は変更しようとするときは、法律の規定による計画であって母子家庭等及び寡婦の福祉に関する事項を定めるものとの調和を保つよう努めなければならない。

［こども、若者の定義］

○本計画においては、「こども基本法」に基づき、「こども」を「心身の発達の過程にある者」とします。また「若者」については、国の大綱等に基づき、おおむね中学生年代から 40 歳未満の者とします。

本計画は、「豊中市総合計画」を上位計画とし、図に示す分野別の計画等と整合を図り、分野横断的に子育ち・子育て支援を充実させていくものとします。

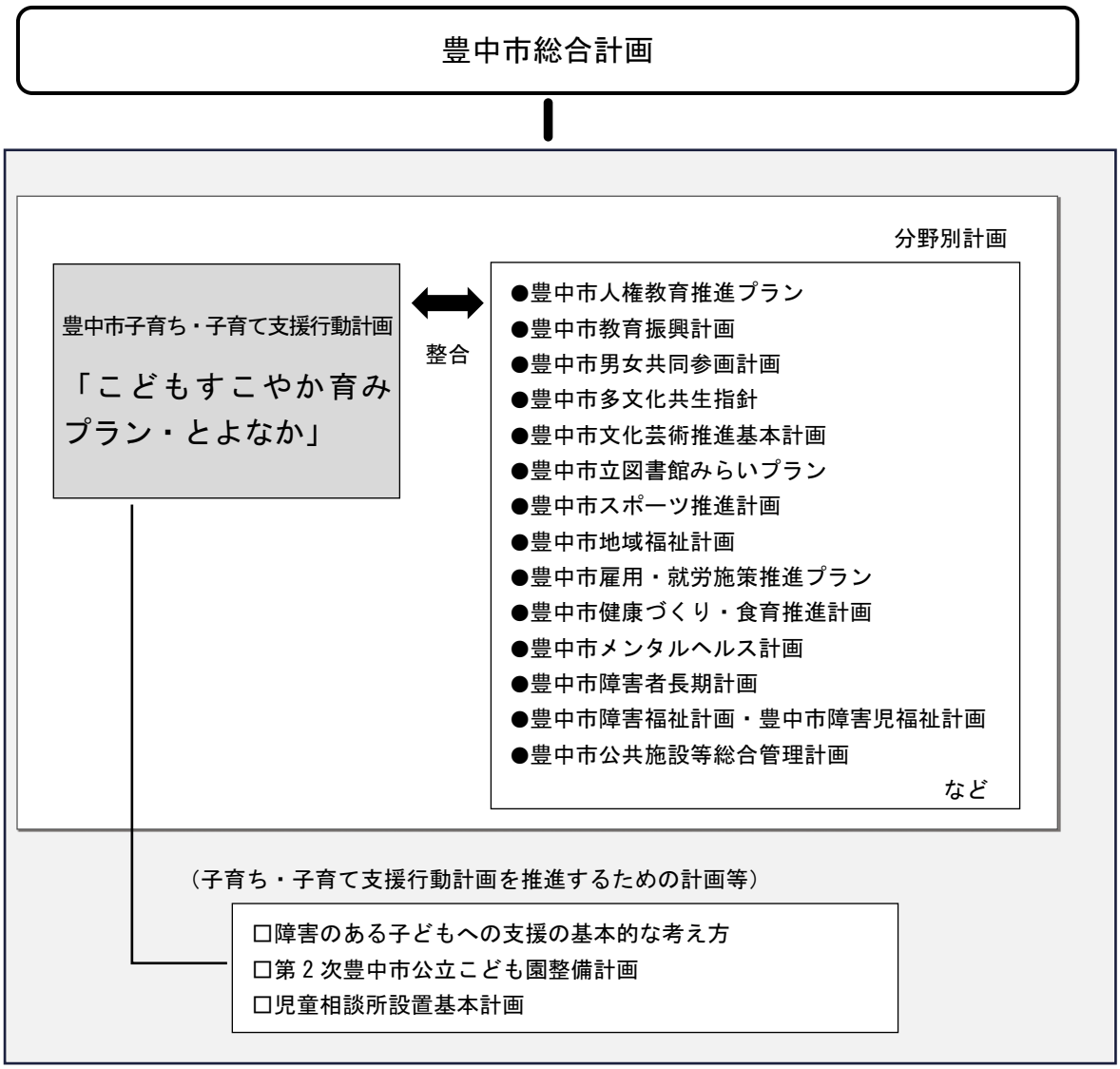

また、本市においては、持続可能な開発目標ＳＤＧｓ*の達成推進につながる施策展開を図っており、本計画は次の 10 の目標に関わる施策内容を含んでいます。

（2）計画期間

本計画は、令和 7 年度（2025 年度）から令和 11 年度（2029 年度）までの 5 年間を計画期間とします。
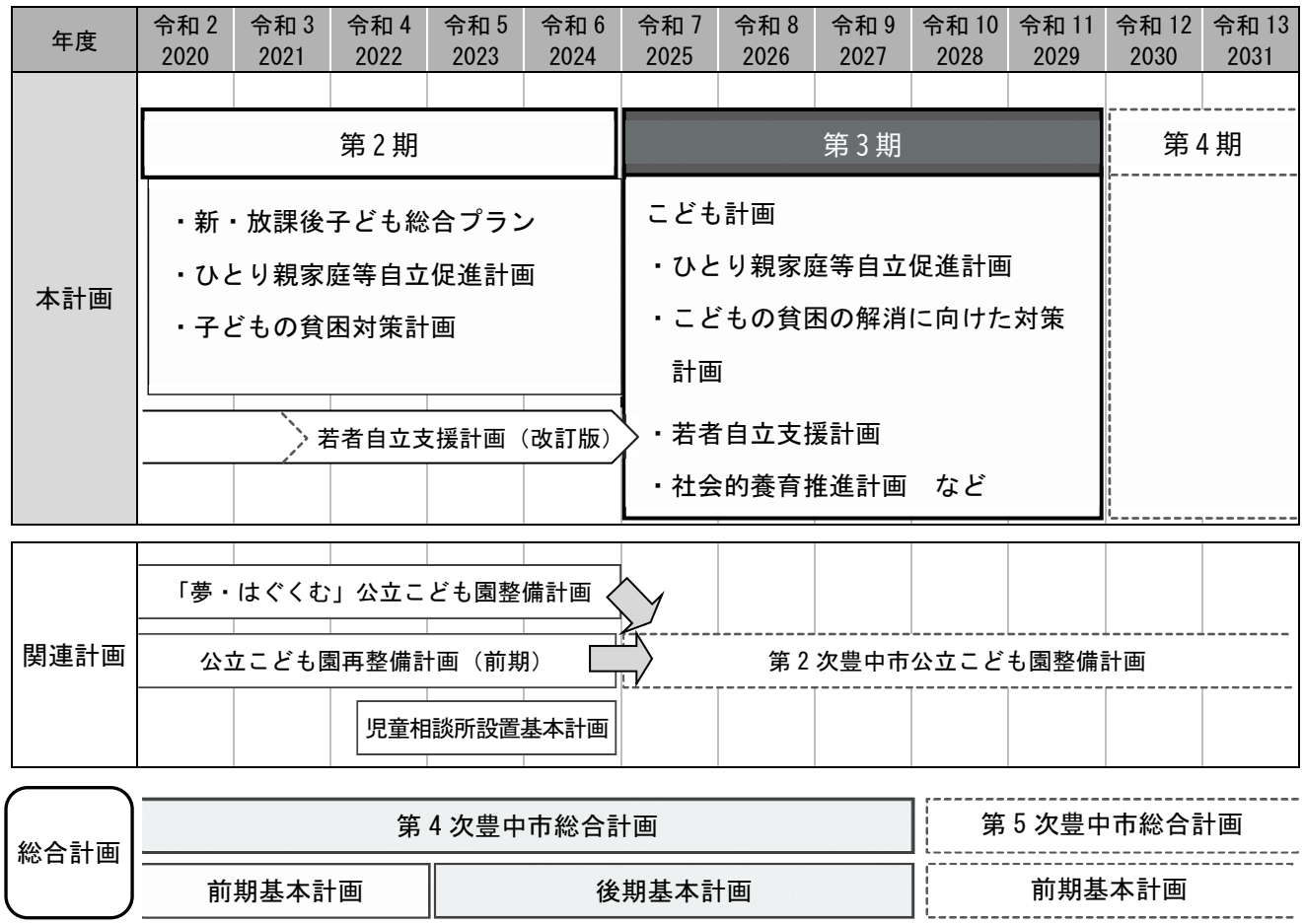
［計画期間］